

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月26日

横浜市契約事務受任者
磯子区長 高橋 功

1 契約の概要

磯子区洋光台六丁目29-13地先における下水修繕

2 履行(納品)場所

磯子区洋光台六丁目29-13地先

3 契約日

令和7年11月19日

4 履行日又は履行期間

令和7年11月19日から令和7年11月28日

5 契約金額

541,200円(内消費税及び地方消費税相当額49,200円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

(1) 名称 栄産業有限会社

(2) 所在 横浜市磯子区栗木1-6-36

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

磯子区洋光台六丁目において、特殊人孔内の詰まりによる排水不良により、周辺道路に汚損が生じたため、道路利用者の安全な通行を確保する観点から即時対応を要すると判断し、随意契約としました。

8 契約の相手方の選定理由

一般社団法人横浜建設業協会磯子区会長との協議により、磯子区内や当該現場状況を熟知し、安全性及び早急な応急復旧工事が可能な技術力を有する、栄産業有限会社を契約の相手方として選定しました。

9 所管課

横浜市磯子区磯子土木事務所